

## 県立農業大学校感染症対策トイレ設備改修業務企画提案競技実施要領

### 1 目的

県立農業大学校感染症対策トイレ設備改修業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の内容

- (1) 実施設計 一式
- (2) 管工事・建築工事 一式
- (3) 工事監理
- (4) 申請等手続き

※ 上記(1)～(4)の実施にあたっては、県立農業大学校等感染症対策トイレ設備改修業務仕様書により施工すること。

※ 上記(1)～(4)を総括して「本事業」という。

### 3 契約上限額

27,646,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

### 4 業務期間

契約締結の日から令和4年3月28日(月)まで

### 5 参加資格要件

公募型プロポーザルの参加者は、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮崎県に本社又は営業所を置く者で、仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者であること。
- (3) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)第7条に基づき、管工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。
- (4) 参加を希望する施工業者は県内に本社を有する建築設計事務所と提携することができ、この際の建築設計事務所の参加資格については、県の入札参加資格認定を受けていること。また、当条項(1)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)については資格要件とする。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開催の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者ではない者であること。
- (8) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)の滞納がないこと。
- (9) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に

限る。)の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

6 企画提案競技実施の公示方法  
県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

内 容	日 程
実施公告	令和3年11月17日(水)
現地説明会参加申込書の提出期限	令和3年11月26日(金)午後5時
現地説明会	令和3年11月29日(月)午後2時から午後3時15分
質問等の締切	令和3年12月6日(月)午後5時
質問者への回答期限	令和3年12月10日(金)午後5時
企画提案競技参加申込期限	令和3年12月21日(火)午後5時
企画提案書の提出期限	令和3年12月27日(月)午後5時
プレゼンテーション	令和4年1月6日(木)午後
審査結果の通知	令和4年1月11日(火)までに

(注) スケジュールは多少前後する場合があります。

8 企画提案競技の方法

(1) 現地説明会の開催

日 時：令和3年11月29日(月)

場 所：県立農業大学校本館玄関ロビーに集合後、現地移動。

現地説明会への参加を希望する者は、現地説明会参加申込書(様式第1号)を提出すること。

なお、現地説明会の参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

① 現地説明会の方法等

ア 校内は職員の同行を必須とする。

イ 当日は、改修対象のトイレ設備や校舎の外周等を見学対象とする。

② 提出先

下記12を参照

③ 提出期限

令和3年11月26日(金)午後5時

④ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。)

(2) 質問等

企画提案競技及び業務仕様書についての質問は、企画提案競技質問書(様式第2号)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和3年12月6日(月)午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。）

④ 質問内容及び回答

令和3年12月10日（金）午後5時までに宮崎県庁ホームページで公表する。（質問者名は公表しない。）

（3）参加申込み

① 提出書類（各1部）

- ア 企画提案競技参加申込書（様式第3号）
- イ 会社概要書（様式第4号）
- ウ 配置予定技術者の経歴書（様式第5号）
- エ 誓約書（様式第6号）

② 提出先

下記12を参照

③ 提出期限

令和3年12月21日（火）午後5時

④ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。）

（4）企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「業務の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

- ア 企画提案書等提出書（様式第7号）
- イ 企画書（様式第8号）
  - ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ウ 標準的な工事図面（任意様式）
  - ・企画提案書の段階では、工事内容が確認できる図面を提出すればよく、改修する全てのトイレの工事図面を提出することまでは必須としない。
  - ・施工前に施工図を提出し承諾を受けること。
- エ 設計・工事工程表（任意様式）
- オ 業務実施体制図（任意様式）
- カ 見積書（任意様式）
  - ・業務仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
  - ・内訳は、税抜き表示を基本とする。

③ 提出部数

- ア 企画提案書等提出書（原本1部、写し4部）
- イ 企画書（5部）
- ウ 標準的な工事図面（5部）
- エ 設計・工事工程表（5部）
- オ 業務実施体制図（5部）
- カ 見積書（原本1部、写し4部）

④ 提出先

下記12を参照

⑤ 提出期限

令和3年12月27日（月）午後5時（郵送の場合、期限内必着とする。）

⑥ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑦ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(5) プレゼンテーション

日 時：令和4年1月6日（木） 午後

場 所：県立農業大学校 本館会議室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

① プレゼンテーションは、1者当たり説明20分、質疑10分 計30分

② 各者の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

(6) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 内容構成力（配点70点）

ア 事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。

イ 業務仕様書を踏まえた内容で、業務目的が達成される企画となっているか。

ウ 計画的なスケジュールとなっているか。

② 実施体制（配点10点）

ア 業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を十分に考慮した内容となっているか。

③ 経済性（配点10点）

ア 提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。

④ 実績（配点10点）

ア 本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

(7) 選定方法

① 評価方法

評価は各項目ごとに次の評価基準を参考とし、配点に倍率を掛けて評点を算出する。  
評点は小数点1桁で四捨五入する。

評 価 基 準	配点の倍率
特に効果的な提案内容である(特に優れている)	1.0
効果的な提案内容である(優れている)	0.8
やや効果的な提案内容である	0.6
提案内容が乏しい(劣っている)	0.3
要件を満たしていない。または、示されていない。	0.0

② 受託候補者の決定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(8) 審査結果の通知

令和4年1月11日（火）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(9) 当手続き中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、その他不正な行為があったと認められるとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ 参加申込書の受付期限の日から契約締結の時までの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けたとき
- ⑦ 参加資格要件を満たさなくなったとき
- ⑧ ①から⑦に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(10) (9) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴収し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託契約者との協議が調わず契約の見込みがたたないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

(3) 設計者は、契約締結後に実施設計を作成する際、本県との協議で企画提案書の内容を変更することができる。なお、この際、発注上限額を超えないものとする。

10 契約保証金

契約保証金については、宮崎県工事請負契約約款の規定による。

11 その他

(1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。

(2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 提出された資料は、返却しない。

(4) 本企画提案競技及び本業務の受注を通じて、法令を遵守すること。

12 書類提出及び問合せ先

住 所：〒884-0005

宮崎県児湯郡高鍋町大字持田5733

担 当：県立農業大学校 総務課 甲斐、濱崎

電 話：0983-23-0120

F A X：0983-22-2529

E-mail：nogyo-daigaku@pref.miyazaki.lg.jp

# 県立農業大学校感染症対策トイレ設備改修業務仕様書

## 1 業務の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症予防対策として、県立農業大学校の和式トイレを洋式トイレに改修し、衛生環境の改善を図ることを目的とする。

本業務の実施に当たっては、民間事業者が持つ高度な技術力等を活用することにより工期の短縮及びトータルコストの縮減等を図るため、設計・施工を一括して発注するものとする。

このため、受注業者の選定に当たっては、提案内容や提案価格等により総合的に審査・評価し、契約候補者を選定するプロポーザル方式で実施する

## 2 業務の名称

県立農業大学校感染症対策トイレ設備改修業務という。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和4年3月28日(月)まで

## 4 業務の内容

### (1) 所在地

〒884-0005 宮崎県児湯郡高鍋町大字持田5733  
県立農業大学校

### (2) 整備対象施設の概要

#### ① 県立農業大学校

ア 本館（管理棟、普通教室棟、特別教室棟、大教室（草原教室）棟）

建設年度：平成5年度、構造：RC造

イ 畜産実習施設

・肥育牛舎 建設年度：昭和55年度、構造：S造

・乳牛舎 建設年度：平成4年度、構造：S造

ウ 農業機械研修施設

建設年度：平成5年度、構造：RC造

エ 体育館・グラウンド

・体育館 建設年度：平成6年度、構造：RC造

オ 学生寮・食堂

・学生寮（男子・女子）建設年度：平成5年度、構造：RC造

・食堂 建設年度：平成5年度、構造：RC造

## 5 関係法令・適用基準等

本業務を実施するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法

(昭和43年法律第100号)、建設業法(昭和24年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、関係する法令・条例等を遵守すること。

また、適用基準として以下を参照すること。

なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。ただし、(13)については、宮崎県県土整備部が定める各仕様書を農政水産部においても準用する。

- (1) 公共建築工事標準仕様書(統一基準)(建築工事編)(平成31年版)
- (2) 公共建築改修工事標準仕様書(統一基準)(平成31年版)
- (3) 公共建築工事標準仕様書(統一基準)(電気設備工事編)(平成31年版)
- (4) 公共建築改修工事標準仕様書(統一基準)(電気設備工事編)(平成31年版)
- (5) 公共建築設備工事標準図(統一基準)(電気設備工事編)(平成31年版)
- (6) 公共建築工事標準仕様書(統一基準)(機械設備工事編)(平成31年版)
- (7) 公共建築改修工事標準仕様書(統一基準)(機械設備工事編)(平成31年版)
- (8) 公共建築設備工事標準図(統一基準)(機械設備工事編)(平成31年版)
- (9) 建築設備設計基準(平成30年度版)
- (10) 建築工事監理指針(令和元年度版)
- (11) 電気設備工事監理指針(令和元年度版)
- (12) 機械設備工事監理指針(令和元年度版)
- (13) 建築設計業務委託共通仕様書(令和2年4月宮崎県県土整備部宮繕課)
- (14) その他関係適用基準等

## 6 施設整備の基本方針

県立農業大学のトイレにおいて次の(1)の整備を行う。なお、整備にあたっては(2)に留意し施工すること。

### (1) 洋式大便器への更新

既存の和式大便器を全て撤去し、洋式大便器を設置する。

#### ① 対象数

別表のとおり

#### ② 施工時の条件

ア 設置する洋式大便器は、暖房・温水洗浄便座なしの洋式便器とする。

イ 洋式大便器の設置に伴い、トイレブースの壁、床等を改修する必要がある場合はあわせて実施する。その際、トイレ使用者が支障なく使用できる広さを確保するものとし、漏水等が発生しないよう床の補修等を行う。

### (2) 施工時の留意点

① 施工に必要な事務所、休憩所、便所等は、受託者が準備すること。

② 施工時、県立農業大学の学生や学校関係者にトイレの利用制限などの影響が及ぶ場合は、仮設トイレの設置を含めた対策について、県と協議を行うこと。

③ 製品の搬入、取付、調整については、県と協議の上、その指示に従うこと。

④ 騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を講じること。



- ⑤ 騒音の大きい工事については、予め県と協議を行い、県立農業大学校の授業や学校行事にできる限り支障がないよう配慮すること。
- ⑥ 施工により発生する一般廃棄物や産業廃棄物、使わなくなった和式大便器等は、受託者が適正に処分すること。
- ⑦ 各関係機関と十分に事前協議の上、実施するとともに、必要な申請、届出等を遅滞なく行うこと。
- ⑧ 上記①～⑦に係る費用は全て受託者が負担すること。

## 7 配置技術者等

### (1) 設計

- ① 参加表明書の提出日の前日において、所属する施工業者又は建築士事務所と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を管理技術者として1人配置すること。
- ② 管理技術者は、以下に掲げる要件のどれかを満たす者とする。こと。
  - ア 一級建築士、二級建築士又は建築設備士（建築士法第2条第5項に定める資格を有する者）
  - イ 一級管工事施工管理技士又は二級管工事施工管理技士

### (2) 工事

建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を配備する等、確実に施工できる体制をとるとともに、速やかにコリンズ登録を行うこと。参加表明書の提出日の前日において、3か月以上の直接的な雇用関係を有している次の現場代理人及び主任技術者を配置すること。

- ① 現場代理人  
工事現場稼働中において、現場に常駐し、監督員と連絡がとれる者を配置すること。
- ② 主任技術者  
主任技術者は、二級管工事施工管理技士又は同等以上の資格を有すること。  
なお、「同等以上の資格を有する者」とは、公共3部にて定める入札公告標準例（管工事A級）の配置技術者に関する事項による「同等以上の資格を有する者」を準用する。

## 8 トイレ設備改修配置図

別紙のとおり

## 別表

## 県立農業大学校の大便器洋式化の数量

(単位:個)

建物名	男子			女子		身障
	和	洋	小便	和	洋	
<b>① 県立農業大学校</b>						
<b>ア 本館</b>						
管理棟	1	1	3	1	1	1
普通教室棟 1階	2	1	4	1	1	
普通教室棟 2階	2	1	4	1	1	
特別教室棟	1	1	3	1	1	
大教室(草原教室)棟	2	1	4	2	1	
<b>イ 畜産実習施設</b>						
肥育牛舎	2		2	1		
乳牛舎	1	1				
<b>ウ 農業機械研修施設</b>						
農業機械研修施設	1		2	1		
<b>エ 体育館・グラウンド</b>						
体育館	1	1	4	2	1	1
グラウンド(トイレ)	1		1			1
<b>オ 学生寮・食堂</b>						
男子寮A棟1階	3	1	3			
男子寮A棟2階	3	1	3			
男子寮B棟1階	3	1	3			
男子寮B棟2階	3	1	3			
男子寮C階1階	3	1	3			
男子寮C階2階	3	1	3			
男子寮D棟1階	3	1	3			
男子寮D棟2階	3	1	3			
女子寮2階	0	0	0	4	1	
食堂	2	1	4	2	1	1
食堂事務室	0	1	0			
計	40	17	55	16	8	4
<b>整備対象トイレ</b>		<b>56個</b>				

※既存の和式大便器を洋式大便器に取り替える。

### 県立農業大学校感染症対策トイレ設備改修配置図

